

平成24年9月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第1269号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年8月31日

判 決

原 告

A  
(以下「原告A」という。)

原 告

B  
(以下「原告B」という。)

2名訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 浅 井 淳 子

同 五 反 章 裕ほか

東京都

被 告 淺 川

(以下「被告淺川」という。)

神奈川県

被 告 萩 原

(以下「被告萩原」という。)

2名訴訟代理人弁護士 田 中 恵 祐

住居所不明

(最後の住所 埼玉県)

被 告 櫻 井

(以下「被告櫻井」という。)

A  
主 文

1 被告らは、原告Aに対し、連帶して748万円及びこれに対する被告浅

川については平成24年1月29日から、被告萩原については同年2月2日から、被告櫻井については同年3月8日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告萩原は、原告[A]に対し、1265万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告萩原は、原告[B]に対し、330万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 この判決は、仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

###### 主文同旨

##### 第2 事案の概要

- 1 本件は、  
(1) 原告[A]が、破産会社株式会社パブリックライジングジャパン（以下「破産会社P R J」という。）の取締役であった被告萩原が原告[B]に対しファンドへの出資を勧誘し、過度に有利性や安全性を強調した上、原告[C]にリスクの認識を持たせないような態様で勧誘をした行為は不法行為を構成し、破産会社P R Jの被告淺川は代表取締役（平成20年8月25日から平成22年5月25日まで在任）として、被告櫻井は取締役（平成20年8月25日から平成22年5月25日まで在任）として、被告萩原の上記違法行為を是正せねばならぬべきところ、これを怠った行為は、共同不法行為を構成するなどと主張して、共同不法行為に基づく損害賠償として又は会社法429条1項に基づき、被告らに対し、連帶して748万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日（被告淺川については平成24年1月29日、被告萩原については同年2月2日、被告櫻井については同年3月8日）から支払済みまで民法所定の年

5分の割合による遅延損害金,

A

(2) 原告[A]が、破産会社P R Jの取締役であった被告萩原が原告[B]に対し上記(1)と同様の態様でファンドへの出資を勧誘した行為は不法行為を構成すると主張して、不法行為に基づく損害賠償として又は会社法429条1項に基づき、被告萩原に対し1265万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成24年2月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金,

B

(3) 原告[B]が、破産会社P R Jの取締役であった被告萩原が原告[C]に対し上記(1)と同様の態様でファンドへの出資を勧誘した行為は不法行為を構成すると主張して、不法行為に基づく損害賠償として又は会社法429条1項に基づき、被告萩原に対し330万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成24年2月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金,

の各支払を求める事案である。

## 2 請求原因

別紙「請求の原因」記載のとおり

## 3 請求原因に対する被告萩原及び被告淺川の認否

(1) 破産会社P R Jによる出資者の勧誘に違法性はなかった。

被告萩原の詐欺的な勧誘を否認し、損害の額を否認ないし争う。

(2) 被告萩原の不法行為の成立を争い、被告淺川の共同不法行為の成立を争い、被告萩原及び被告淺川の会社法429条1項責任の成立を争う。

## 4 被告櫻井は公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

## 5 主な争点及びこれについての当事者の主張

(1) 被告萩原の原告[D]に対する不法行為の成否（争点1(1)）

(原告[E]の主張)

A

被告萩原の原告[ ]に対する勧誘行為は、以下のとおり違法であり、被告萩原は不法行為責任を負う。

ア 破産会社 P R J は、自己の組成するファンドについて、「お金をお金でふくらます『雪だるま式複利資産運用術』」などとした上で、「年間配当 30 %」、「配当達成率 100 %」などと宣伝し、ある一定時期まで月々出資額の 2.5 %に当たる金員を配当金名目で、実際に原告を含む出資者に交付していた。しかし、一般に、いかなる投資商品であっても、恒常に高率の配当を出し続ける（本件では年間 30 %、1か月 2.5 %）などということは通常ありえず、もしそれを実行するならば、それは必ずある時点で配当金の支払ができなくなり、償還金についても支払ができなくなることは自明である。破産会社 P R J が行った商法は、ファンドの募集当初から破綻必至の詐欺的商法であったというほかなく、ファンドの勧誘行為は違法である。

イ 金融商品の勧誘等を行う者は、投資対象等の投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について虚偽の事実を告げてはならず、これに違反して勧誘行為を行う行為は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」（金融商品取引法 38 条 1 号）に該当し、刑法上の詐欺罪にも該当し得る行為であり、これらの行為は民事上も違法である。

破産会社 P R J は、真実は、ファンドの運用先会社は「株式会社アセットプライムフューチャーズ」（以下「アセット」という。）1社であったにもかかわらず、出資者に対し、ファンドの運用先について、「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」と申し向ける等、意図的に明らかな虚偽の事実を告げていた。ファンドにおいて運用先会社（もしくは個人）が複数か否か、それがどのような会社であるかということは、リスクの分散が適正にされて

いるか否かに関わる重要事項であり、このような事項についての虚偽事実の告知は違法性が強い。

ウ 出資の勧誘をする者は、勧誘するに際し、被勧誘者が取引内容を十分理解し自己責任において投資判断をするための前提として、当該取引に伴う危険性、仕組み等について正しい認識を形成するに足りる情報や資料を積極的に提供し、被勧誘者の知識、能力、経験等に応じて、被勧誘者が理解できる程度に説明すべき信義則上の義務を負っている。

破産会社 P R J は、原告が自己責任で判断する前提となる重要な情報として、取引の仕組みや運用内容、元本割れのリスクについて十分な説明をする義務があった。

しかるに、破産会社 P R J は、投資先会社について虚偽の説明をし、リスクについては書面において漠然と説明するのみで、高収益性と安全性を強調した勧誘によりファンドへの出資を勧誘し、これに出資した者に対し、当初のうちは約定どおりの配当を行い、元本を償還することによりその内容を信頼させるなどの方法によって原告 A に対し出資金名目で金員を拠出させていたのであるから、上記説明義務に違反する。

エ 破産会社 P R J は、自己の組成するファンドについて、「お金をお金でふくらます『雪だるま式複利資産運用術』」であるとし、「年間配当 30 %」、「配当達成率 100 %」などと宣伝し、ある一定時期まで月々出資額の 2.5 % に当たる金員を配当金名目で原告 A を含む出資者に交付していた。被告萩原は原告 A に対し、上記資料を示しながら、「うちのファンドは配当が 30 % も出るのです。」「運用開始以来、配当の達成率は 100 % です。」「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散をしているから安心です。」などと言って、ファンドへの出資を勧誘した。被告萩原の上記勧誘は断定的判断の提供に当たる。

(被告淺川及び被告萩原の主張)

否認ないし争う。

(2) 原告Aの損害（争点1(2)）

（原告Aの主張）

ア 未返還交付金相当損害金 1830万円

原告Aが破産会社PRJから受領した181万2000円は、詐欺の手段として配当金名下に支払われたものであるから、損益相殺の対象として控除することは民法708条の趣旨に反し許されない。

イ 弁護士費用 183万円

（被告淺川及び被告萩原の主張）

否認ないし争う。原告Aが受領した181万2000円は原告Aの損害から控除されるべきである。

(3) 被告淺川、被告櫻井の共同不法行為の成否（争点2）

（原告Aの主張）

ファンドへの出資の勧誘に係る違法行為は、破産会社PRJが作成した定型性を有するパンフレット、契約書等に基づくものであるから、破産会社PRJの勧誘（営業）方針に由来する構造的事象というべきものである。したがって、これを構築し、被告萩原らをして勧誘させるなどした破産会社PRJの代表取締役である被告淺川、破産会社PRJの取締役である被告櫻井は、その就任期間に原告Aが被った損害について、破産会社PRJ及び被告萩原と共に共同不法行為責任を負う（民法719条1項、2項）。

（被告淺川の主張）

否認ないし争う。

(4) 被告らの会社法429条1項の責任の有無（争点3）

（原告Aの主張）

破産会社PRJは上記勧誘方針を有しており、被告萩原の上記不法行為は破産会社PRJの上記勧誘方針に由来するものであるから、法人として不法

行為責任を負うというべきである。被告淺川は、破産会社P R Jの代表取締役として、同社が違法な営業をしないよう業務を執行すべきであったのに、これをせず違法な上記営業を会社として行ったのであり、任務懈怠があり、かつ、任務懈怠につき悪意又は重過失があった。したがって、被告淺川は、これにより就任期間(平成20年8月25日から平成22年5月25日まで)に原告Aが被った損害について会社法429条1項に基づく責任を負う。

被告櫻井及び被告萩原は、破産会社P R Jの取締役として、代表取締役の業務を監督し、是正すべき義務を負っていた。しかるに、被告櫻井及び被告萩原はこれを怠り、違法な取引を放置したのであるから、任務懈怠があり、かつ、任務懈怠について少なくとも重大な過失があったというべきであるから、これにより就任期間(被告櫻井は平成20年8月25日から平成22年5月25日まで在任)に原告Bが被った損害について会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告淺川及び被告萩原の主張)

否認ないし争う。

被告淺川は、破産会社P R Jの名目的な代表取締役にすぎず、代表取締役として責任を負わない。

(5) 被告萩原の原告Cに対する不法行為の成否(争点4(1))

(原告Dの主張)

被告萩原が原告Cに対し行ったファンドへの投資を勧誘する行為は、原告Aに対する勧誘行為と同様の違法なものであり、不法行為を構成する。

(被告淺川及び被告萩原の主張)

否認ないし争う。

(6) 原告Eの損害(争点4(2))

(原告Fの主張)

ア 未返還交付金相当損害金

300万円

B  
原告が破産会社P R Jから受領した16万4000円は、詐欺の手段として配当金名下に支払われたものであるから、損益相殺の対象として控除することは民法708条の趣旨に反し許されない。

イ 弁護士費用 30万円

(被告淺川及び被告萩原の主張)

B  
否認ないし争う。原告が受領した16万4000円は原告の損害から控除されるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 事実関係

証拠（甲1ないし23，乙1ないし17（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

A  
(1) 原告Aは、[REDACTED]を卒業後、[REDACTED]に入社してエンジニア職として7年間勤務し、退職後は[REDACTED]に就職し、その後も多数の予備校及び塾の講師として平成23年2月まで稼働し、現在は無職である。原告Aは、出資当時、預貯金約4500万円程度、投資信託約800万円、国債約1500万円の資産を有していた。原告Aの投資経験は、過去に投資信託を購入したことがあるほかはない。

B  
原告Bは、[REDACTED]を卒業後、[REDACTED]で事務及び造園業務職に従事し、その後は専業主婦として生活し、7年前から介護ヘルパーとして稼働している。原告Bは、出資当時、預貯金約2800万円程度（うち2500万円は本件出資直前に相続したもの）、投資信託200万円の資産を有していた。原告Bの投資経験は、過去に投資信託を購入したことがあるほかはない。

(2) 破産会社P R Jは、投資事業組合財産の運用及び管理等を目的とする株式会社である。同社は、平成19年1月23日に設立され、一般投資家に対し、「P R J ファンド」、「桃くりファンド」と「縁とりファンド」と称す

る匿名組合への出資を勧誘していた。

被告淺川は、平成20年8月25日に破産会社PRJの代表取締役に就任し、平成22年5月25日まで同社の代表取締役の地位にあった（甲14）。

被告櫻井は、平成20年8月25日に破産会社PRJの取締役に就任し、平成22年5月25日まで同社の取締役の地位にあった（甲14）。

被告萩原は、平成20年8月25日に破産会社PRJの取締役に就任し、原告らの出資時を通じて同社の取締役の地位にあり（甲14）、また、原告A及び原告Bに対しファンドへの出資を直接勧誘した。

(3) 平成20年12月頃、「まぐまぐニュース」というメールマガジンが原告Aの元に届いた。そこにはPRJファンドについて、「年間配当30%」、「毎月配当（月2.5%）」、「手数料無料」、「一年償還」等の記載があり、また、同マガジンは、PRJファンドの運用実績が記載されているホームページへリンクが可能になっており、リンク先のページにはPRJファンドが恒常的に利益を出しているかのような記載があった。原告Aは、これらを見てPRJファンドに興味を持ち、PRJファンドに関する資料請求をした。

平成21年1月頃、破産会社PRJからPRJファンドへの出資を勧誘するメールが届き、続いてPRJファンド9号への出資を勧誘する資料が届いた。破産会社PRJから届いた「PRJファンド 短期運用ファンド」と題するパンフレットには、被告萩原の名刺が入っており（甲4）、また、以下の記載があった（甲1）。

- ① 「お金をお金で膨らます『雪だるま式複利資産運用術』」
- ② 「年間配当30%，配当達成率100%を目標にしていきます。」
- ③ 「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」等とし、PRJが複数の運用会社に投資しているかのような図が掲載されている（投資先が、「投資先A」、「投資先B」、「投資先C」、「投資先D」、「自社での運用」等と記載されている。）。

④「目標配当を下回った場合に限り、その時点で投資家様のご要望に応じて出資金の中途返還も可能です。」

また、破産会社PRJから届いた資料には、「年金感覚複利シミュレーション」と題する書面も同封されており、それには出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような表が記載されていた（甲2）。

また、破産会社PRJからは、PRJファンドの勧誘の度に、「PRJファンド〇〇号のご案内」（〇〇には数字が入る。例えば、PRJファンド9号の勧誘の資料の場合は「9」が入る。内容は数字や配当率が異なるのみで、他は同じ。）と題するパンフレットが同封されており、同パンフレットの「PRJファンド20号 配当金シミュレーション」欄には、出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような記載がされていた。

A  
(4) 資料が届いてから数日後、破産会社PRJの被告萩原は原告[■]に対し電話をかけ、既に送られていた上記資料等を利用しながら、「うちのファンドは配当が30%も出るのです。」「運用開始以来、配当の達成率は100%です。」「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散もしているから安心です。」などと言って、PRJファンド9号への出資を勧誘した。しかし、その際に、被告萩原からは、それ以上の商品の内容や運用の方法、本件取引に伴うリスク等については説明がなかった。

A  
原告[■]は、このような勧誘を受け、PRJファンド9号への出資をインターネットから申し込み、後日破産会社PRJから送られてきたPRJファンド9号加入契約書を作成して同社に送付し、平成21年3月25日、破産会社PRJに20万円を送金した。

その後、別紙1出入金一覧表記載のとおり、同年5月8日に5000円がPRJファンド9号の配当金名目で支払われたことから、原告[■]は、PRJファンドが破産会社PRJの勧誘するとおりのファンドであると信用を深めた。

(5) このような中で、破産会社 P R J から、P R J ファンド 1 2 号匿名組合（以下「P R J ファンド 1 2 号」という。）の募集案内のメールが届き、原告 A は、P R J ファンド 1 2 号へ出資することにし、P R J ファンド 1 2 号への出資をインターネットから申し込み、後日破産会社 P R J から送られてきたP R J ファンド 1 2 号契約書を作成して同社に送付し、同年 5 月、破産会社 P R J に 1 0 0 万円を送金した。

その後も、別紙 1 出入金一覧表記載のとおり、P R J ファンドの配当金名目で破産会社 P R J の勧誘のとおりの金銭が支払われたことから、原告 A は、P R J ファンドへの信用をより深め、同年 8 月 P R J ファンド 1 7 号匿名組合に 1 0 0 万円を、同年 9 月 2 4 日 P R J ファンド 1 9 号匿名組合に 3 0 0 万円を、同年 1 2 月 9 日 P R J ファンド 2 6 号匿名組合に 1 0 0 万円を、それぞれ出資した（なお、これら P R J ファンド 9 号、1 2 号、1 7 号、1 9 号、2 6 号は、別紙 1 出入金一覧表記載のとおり出資金の償還を受けている。）。

(6) 平成 2 2 年 2 月頃、破産会社 P R J から P R J ファンド 3 0 号匿名組合（以下「P R J ファンド 3 0 号」という。）の募集案内のメールが届いた。この頃になると、原告 A は、P R J ファンドが破産会社 P R J の勧誘するとおりのファンドであると信用しており、P R J ファンドは今後も年数十 % もの利益を確実に恒常的に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信して、P R J ファンド 3 0 号への出資をインターネットから申し込み、後日破産会社 P R J から送られてきたP R J ファンド 3 0 号契約書を作成して同社に送付し（甲 6 の 1），同年 2 月 1 8 日、破産会社 P R J に 1 0 0 万円を送金した（甲 5 の 1）。

その後、同年 3 月、4 月には、別紙 1 出入金一覧表のとおり P R J ファンドの配当金名目で金銭が支払われた。また、同年 4 月 9 日には、P R J フ

アンド9号の配当金名目で4000円及び償還金名目で20万円が原告に送金された。

(7) この頃、被告萩原は原告に対し電話をかけ、「P R J ファンドだと運用期間が1年で、出資金の償還を受けて更に出資することを考えた場合、異なる出資に1か月かかり、その月は配当がもらえない。それに対して、桃くりファンドは運用期間が3年なので、償還金を受けて更に出資する場合にかかる1か月の間にも配当を受けられるので、P R J ファンドよりお得なファンドです。」「P R J で申し込んだものをそちらに変更してはどうですか。」などと言って、原告に対し桃くりファンド1号匿名組合（以下「桃くりファンド1号」という。）へ出資することを勧誘した。

その後、「桃くりファンド1号のご案内」と題するパンフレット等が送付されてきたが、記載内容は運用期間が3年に変わっただけで、その他の内容はP R J ファンドとほぼ同じであった（甲7）。同資料には、「P R J ファンド案内」と題する書面が同封されており、その裏面には出資金に応じて配当が恒常に支払われ、また、P R J ファンドに比べ桃くりファンドは、より多くの配当をもらえることが強調されている表が記載されていた（甲8）。

原告は、この時点で、破産会社P R J の勧誘するファンドを高く信頼しており、また、上記勧誘を受け、桃くりファンドは年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信し、桃くりファンド1号への出資をインターネットから申し込み、後日、破産会社P R J から送られてきた桃くりファンド1号契約書を作成して同社に送付し（甲6の2）、同年4月15日、破産会社P R J に500万円を送金した（甲5の2）。

同年5月以降も、別紙1出入金一覧表のとおり、出資している破産会社P

R J ファンド各号の配当金名目で金銭が順調に振り込まれたことから、原告Aは、配当名目で送金されてきた金員や償還金を原資に、P R J ファンド3 4号匿名組合（以下「P R J ファンド3 4号」という。）への出資を決め、P R J ファンド3 4号への出資をインターネットから申し込み、後日破産会社P R J から送られてきたP R J ファンド3 4号契約書を作成して同社に送付し（甲6の3），同年5月18日，破産会社P R J に80万円を送金した（甲5の3）。

同年6月以降も、別紙1出入金一覧表のとおり、出資している破産会社P R J ファンド各号及び桃くりファンド1号の配当金名目で金銭が振り込まれた。

さらに、同年6月10日P R J ファンド1 2号の配当金名目で2万円及び償還金名目で100万円が、同年9月10日P R J ファンド1 7号の配当金名目で2万円及び償還金名目で100万円が、同年10月13日P R J ファンド1 9号の配当金名目で6万円及び償還金名目で300万円が、それぞれ原告Aに送金された。

このように、出資金が次々と償還金名目で送金されてきたこと、配当金名目の送金も順調にあったことから、原告Aは、今まで以上に破産会社P R J の勧誘するファンドに対して強い信頼を有するようになった。

そこで、原告Aは、償還金名目で手元に戻った金銭や配当金名目で受け取った金銭等を原資に、下記取引一覧表のとおり、桃くりファンド3号匿名組合（以下「桃くりファンド3号」という。）、桃くりファンド4号匿名組合（以下「桃くりファンド4号」という。）、桃くりファンド5号匿名組合（以下「桃くりファンド5号」という。）、桃くりファンド6号匿名組合（以下「桃くりファンド6号」という。）、桃くりファンド7号匿名組合（以下「桃くりファンド7号」という。）、桃くりファンド8号匿名組合（以下「桃くりファンド8号」という。）、桃くりファンド9号匿名組合（以下「桃

りファンド9号」という。)への出資をインターネットから申し込み、後日送付されてきた桃くりファンド3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号の各契約書を作成し、各契約書を破産会社PRJに送付し(甲6の4ないし10),下記取引一覧表の「送金日」欄記載の日時に、「出資金額」欄記載の金額を、破産会社PRJに送金した(甲5の4ないし10)。

### 記

ファンド名	送金日	出資金額	償還日	証拠
PRJファンド9号	H 21.3.25	¥200,000	H 22.4.9	—
PRJファンド12号	H 21.5	¥1,000,000	H 22.6.10	—
PRJファンド17号	H 21.8	¥1,000,000	H 22.9.10	—
PRJファンド19号	H 21.9.24	¥3,000,000	H 22.10.8	—
PRJファンド26号	H 21.12.9	¥1,000,000	H 23.1.11	—
PRJファンド30号	H 22.2.18	¥1,000,000	(未償還)	甲5, 6の1
桃くりファンド1号	H 22.4.15	¥5,000,000	(未償還)	甲5, 6の2
PRJファンド34号	H 22.5.18	¥800,000	(未償還)	甲5, 6の3
桃くりファンド3号	H 22.6.17	¥1,500,000	(未償還)	甲5, 6の4
桃くりファンド4号	H 22.7.15	¥2,000,000	(未償還)	甲5, 6の5
桃くりファンド5号	H 22.8.17	¥1,000,000	(未償還)	甲5, 6の6
桃くりファンド6号	H 22.9.16	¥1,500,000	(未償還)	甲5, 6の7
桃くりファンド7号	H 22.10.15	¥3,000,000	(未償還)	甲5, 6の8
桃くりファンド8号	H 22.11.22	¥1,500,000	(未償還)	甲5, 6の9
桃くりファンド9号	H 22.12.20	¥1,000,000	(未償還)	甲5, 6の10

その後も平成23年1月までは、別紙1出入金一覧表のとおり、出資している破産会社PRJファンド各号及び出資している桃くりファンド各号の配当金名目で金員が振り込まれた。

B  
(8) 原告[ ]は、平成22年7月、母親の遺産を相続し、その運用先を考えて

A

いたところ、夫である原告[ ]が破産会社P R Jが販売しているファンドで、配当金や出資金の返還名目で金銭を受け取るのを見ていたので、自身も破産会社P R Jが販売するファンドに興味を持ち、同年7月頃、破産会社P R Jにファンドに関する資料請求をした。その後、破産会社P R Jから同社が組成するファンドへの出資を勧誘するメールが届き、続いて同ファンドへの出資を勧誘する資料が届いた。破産会社P R Jから届いた資料の中には、被告萩原の名刺が入っており、またその中に入っていた「P R J ファンド 短期運用ファンド」と題するパンフレットには、上記(3)と同じ内容の記載があった(甲1)。他にも「P R J ファンド案内」と題する書面が同封されており、それには出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような表が記載されていた(甲8)。さらに、「縁とりファンド5号のご案内」と題するパンフレットも同封されており、同パンフレットの「縁とりファンド5号 配当金シミュレーション」欄には、出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような記載がされていた(甲9)。

B

資料が届いてから数日後、破産会社P R Jの被告萩原は原告[ ]に対し電話をかけ、既に送られていた上記資料等を利用しながら、「うちのファンドは配当が30%も出るのです。」「運用開始以来、配当の達成率は100%で、一度も支払われなかつたことはありません。」「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散もしているから安心です。」などと言って、原告啓子に対し、同社の組成するファンドへの出資を勧誘した。しかし、被告萩原からは、これ以上の商品の内容や運用の方法、本件取引に伴うリスク等については説明がなかった。

B A

原告[ ]は、原告[ ]が順調に配当金や償還金名目で金銭を受け取っているのを見ていたことに加え、破産会社P R J及び被告萩原から上記のような勧誘を受け、P R Jの組成するファンドは、年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行

われている安心なファンドである等と誤信した。

この時、被告萩原の話によると、破産会社 P R J の指定する口座（三菱東京UFJ銀行日本橋支店の口座）がなければ、P R J ファンドと桃くりファンドには出資できないが、縁とりファンドならばその口座がなくても取引で  
きるということであったので、原告<sup>B</sup>は、縁とりファンド5号に出資することにし、縁とりファンド5号への出資をインターネットから申し込み、後日、破産会社 P R J から送られてきた縁とりファンド5号契約書を作成して同社に送付し（甲11の1）、同年8月17日破産会社 P R J に100万円を送金した（甲10の1）。

その後も、破産会社 P R J から原告<sup>B</sup>宛てに次々に P R J の組成するファンドへの出資を勧誘するメールが届いた。そこには、「年間配当 30%」「毎月配当（月 2.5%）」「手数料無料」「一年償還」等の記載があるとともに、締め切りが迫っているとか残りは若干枠であるとかの記載があった。

原告<sup>B</sup>は、破産会社 P R J から上記のような勧誘を受け、P R J の組成するファンドは年数十%もの利益を確実に恒常的に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信し、下記取引一覧表のとおり、P R J ファンド40号匿名組合（以下「P R J ファンド40号」という。）及びP R J ファンド42号匿名組合（以下「P R J ファンド42号」という。）への出資をインターネットから申し込み、後日送付されてきたP R J ファンド40号及び42号の各契約書を作成し、各契約書を破産会社 P R J に送付し（甲11の2及び3）、下記取引一覧表の「送金日」欄記載の日時に、「出資金額」欄記載の金額を、破産会社 P R J に送金した（甲10の2及び3）。

#### 記

ファンド名	送金日	出資金額	償還日	証拠
縁とりファンド5号	H 22.8.17	¥1,000,000	(未償還)	甲10，11の

				1
P R J ファンド4 0号	H 22.9.22	¥1,000,000	(未償還)	甲 1 0 , 1 1 の 2
P R J ファンド4 2号	H 22.10.25	¥1,000,000	(未償還)	甲 1 0 , 1 1 の 3

原告[REDACTED]の出入金状況は、別紙2出入金一覧表のとおりである。

(9) 平成23年2月、原告らの元に「配当金支払遅延について（お詫び）」と題するメールが届いた（甲12）。その内容は、「今月お支払いする配当金ですが、昨夜運用先の会社より連絡があり、運用管理者との連絡が取れないとの報告を受けました。本来なら本日中に配当金の振込みの準備をしたところでしたので、弊社としましても非常に困惑している次第です。現在、運用会社と弊社は、管理者の行方を調査中です。弊社としましては、明確な情報が入り次第、早急にお客様への対応と今後の対策を考えていく所存です。尚、今月分の募集に関しては募集を中止しますので、お振込みはされないで下さい。既にご入金された方にはご返金いたします。」というものであった。

その後、破産会社P R Jに問い合わせると、実は出資者から預かった資金は、一つの運用会社に運用を委託しており、当該会社も個人に運用を委託しており、当該個人が全出資金を持ち逃げして連絡が取れなくなり、配当金及び償還金を支払えなくなってしまったということであった。

また、平成23年2月21日、破産会社P R Jからメールが届き、運用先会社名が「株式会社アセットプライムフューチャーズ」、持ち逃げしたとされる運用責任者が「鈴木 [REDACTED] (スズキ [REDACTED])」であることが伝えられた（甲13）。

(10) 訴状送達の日は、被告浅川については平成24年1月28日、被告萩原については同年2月1日、被告櫻井については同年3月7日である。

2 爭点 1(1) (被告萩原の原告Aに対する不法行為の成否)について

(1)ア 破産会社 P R J は、自らの組成するファンドについて、「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」とし、複数の投資先へ投資することを示す図の記載されたパンフレットを作成し、これを用いて出資者に対し投資を勧誘していたこと、被告萩原は原告Aに対し、上記資料を示しながら、「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散をしているから安心です。」などと告げて勧誘したこと、しかし、実際には、破産会社 P R J はアセットにしか投資をしていなかったことは前記 1 認定のとおりである。したがって、被告萩原のリスク分散に係る上記説明は虚偽であったと認められる。

イ 破産会社 P R J は、ファンドへの出資を勧誘するに当たり、取引の仕組み、運用内容はもとより、元本割れのリスク等について十分に説明すべき義務を負っていた。しかるに、破産会社 P R J は、上記リスクについては書面において抽象的に説明するのみで、被告萩原は、破産会社 P R J の組成するファンドへの出資の勧誘をする際に、原告Aに対し上記リスクの説明を十分にした形跡がない。

ウ 破産会社 P R J は、自らの組成するファンドについて、「お金をお金でふくらます『雪だるま式複利資産運用術』」であるとし、「年間配当 30 %」、「配当達成率 100 %」などと宣伝し、ある一定時期まで月々出資額の 2.5 % に当たる金員を配当金名目で原告A を含む出資者に交付していたこと、被告萩原は原告A に対し、上記資料を示しながら、「うちのファンドは配当が 30 % も出るのです。」「運用開始以来、配当の達成率は 100 % です。」「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散をしているから安心です。」などと言ってファンドへの出資を勧誘したことは前記 1 認定のとおりである。これらの事実によれば、被告萩原の上記勧誘は、断定的判断の提供に当たるというべきである。

エ 以上のとおり、被告萩原は原告[A]に対し、リスクについての十分な説明を怠り、むしろリスク管理について虚偽の情報を告知し、断定的判断を提供して、ファンドへの出資を勧誘したものである。原告[A]は被告萩原から上記勧誘を受け、破産会社P R Jの組成するファンドは年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資によるリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信して送金したことは前記1認定のとおりである。出資先が複数の運用先に分散投資しているかどうかはファンドのリスクに関わる重要な事項であるところ、原告[A]は分散投資によるリスク管理が行われていると告知されて安心であると考え、かつ、上記断定的判断の提供を受けてファンドへの出資を決めたのであるから、被告萩原の上記勧誘行為は原告[A]に対する不法行為に当たる。

オ そもそも、破産会社P R Jが組成するファンドは、同社が出資者に説明した、複数の運用先で運用するという基本的枠組みを逸脱した運用をしており、この点で出資者に虚偽の説明をして勧誘していたことは前示のとおりである。しかも、証拠（甲22）によれば、破産会社P R Jは、出資者から資金を集めて、アセットの酒井[A]（以下「酒井」という。）に運用させ、酒井が利益を上げ、そこから酒井、破産会社P R J及び出資者に金銭を分配するというスキームを企画立案し、その組成に係るファンドを立ち上げたことが認められる。しかるに、被告萩原は、酒井が行っていたとされる取引の内容をほとんど確認しておらず、酒井が最低でも月5%，大体月10%くらいの利益を恒常に上げ続けると信じた旨述べるだけであり（甲22），今日に至るまで出資金の運用の実態は全く明らかにされていない。これらの事情を総合すると、破産会社P R Jが組成したファンドへの出資により年間配当30%を恒常に実現するのは到底不可能であり、破綻必至のスキームであったというほかはない。そうすると、破産会社P R Jが、自己の組成するファンドが、真実は複数の運用先がないのにこれ

がある安全なものである旨宣伝し、かつ、実態の不明なスキームであるのにこれを秘し、ファンドへの出資により恒常に高配当を得ることができるとかのように宣伝して出資者から金員を集めたのは、出資金を詐取したものといわざるを得ない。

(2) 被告淺川及び被告萩原は、原告<sup>A</sup>に対し説明義務を果たしており、ファンドへの出資を勧誘したことに違法性はないとして種々の主張をするので、判断する。

ア 被告淺川及び被告萩原は、破産会社P R J の運用するファンドの出資について、匿名組合契約の契約締結前交付書面兼匿名組合契約書（乙8ないし10）を原告<sup>A</sup>に交付し、ファンドへの投資によるリスクを網羅的に説明しており、その中で、ファンドの投資先を「金融市場（外国為替証拠金取引・有価証券）」とのみ表示しており、必ずしも複数の投資先に投資がされることを確約していないと主張する。しかし、破産会社P R J のパンフレットには、自らの組成するファンドについて、「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」とし、複数の投資先へ投資することを示す図が記載されていたこと、被告萩原は「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散をしているから安心です。」などと告げて勧誘したことは前示のとおりであり、乙8ないし10に上記表示があるとの一事をもって、複数の会社に投資すると説明したとの上記認定が左右されるものではない。

イ 被告淺川及び被告萩原は、乙8ないし10において、配当について「配当目標」として「年間利回り30%」と表示していると主張する。しかし、破産会社P R J は、ファンドへの出資の勧誘の際に、「年間配当30%」「配当達成率100%」の点を強調して宣伝しており、被告萩原も勧誘の際にこの点を断定的に説明していたことは前示のとおりであり、乙8ないし10に「配当目標」との記載があることをもって、断定的判断

の提供があったとの上記判断が左右されるものではない。

ウ 被告淺川及び被告萩原は、乙8ないし10において、投資に関するリスクとして信用リスクがあり、元本の保証がないことなどを詳細に説明していると主張する。しかし、破産会社PRJは、ファンドへの出資の勧誘の際に、「年間配当30%」「配当達成率100%」などと宣伝していたことは前示のとおりであり、原告らにリスクの認識を持たせないようにしていたことがうかがわれるのであって、乙8ないし10にリスクの記載があるとの一事をもって、リスクの説明が十分にされたとはいえない。

エ 被告萩原は、出資先が複数であるか否かについてアセットの酒井から、アセットから先に分散投資されていると言っていたことから、それでよいと思っていたと主張し、これに沿う供述をする（甲22）。しかし、被告萩原の上記供述は、酒井個人の運用実績を信用してファンドを組成したという供述と矛盾するばかりでなく、アセットが複数の運用先に分散投資していることを確認していないこと、実際にアセットにしか投資をしなかった理由について説明がないことなどからみて、たやすく信用することができない。

### 3 争点1(2) (原告の損害)について

- (1) 被告萩原による上記不法行為により、原告は未返還交付金相当の1830万円の損害を被った（甲15）。
- (2) 被告淺川及び被告萩原は、原告が破産会社PRJから受領した181万2000円を原告の損害から損益相殺をすべきであると主張する。

しかしながら、破産会社PRJは、自己の組成するファンドが、真実は複数の運用先がないのにこれが安全なものと宣伝し、かつ、取引の仕組み及び運用内容が不明なスキームであるのに、これを秘し、ファンドへの出資により恒常に高配当を得ることができるかのように宣伝して、原告を含

む出資者から金員を集めたのは、出資者の出資金を詐取したものであることは前示のとおりである。これらの事情に、今日に至るまで破産会社 P R J が原告 A を含む出資者に対し交付した配当金が出資金のいかなる運用によって得られたものかの説明がないこと等を併せると、原告 A が受領した上記金員は詐欺の手段として配当金名下に支払われたと推認される。このような事情の下では、不法行為に基づく損害賠償請求において、同金員の額を損益相殺の対象として原告 A の損害額から控除することは民法 708 条の趣旨に反するものとして許されない（最高裁平成 20 年 6 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事 228 号 385 頁参照）。

(3) 損害賠償の認容額等からみて、弁護士費用は 183 万円が相当である。

#### 4 争点 3（被告らの会社法 429 条 1 項責任の有無）について

(1) 破産会社 P R J は、上記の勧誘方針を有していたことからみて、被告萩原の上記不法行為は破産会社 P R J の上記勧誘方針に由来するものであるから、法人として不法行為責任を負うというべきである。被告浅川は、破産会社 P R J の代表取締役（平成 20 年 8 月 25 日から平成 22 年 5 月 25 日まで在任）として、同社が違法な営業をしないよう業務を執行すべきであったのに、これを怠り、被告萩原は破産会社 P R J の取締役兼営業として上記不法行為を行ったのであるから、任務懈怠があり、かつ、任務懈怠につき悪意又は重過失があったというべきである。したがって、被告浅川は、これにより自己の就任期間に原告 A が被った損害について会社法 429 条 1 項責任を負う。

また、被告櫻井は、破産会社 P R J の取締役（平成 20 年 8 月 25 日から平成 22 年 5 月 25 日まで在任）として、上記代表取締役の業務を監督し、是正すべき義務を負っていたものである。しかるに、被告櫻井は、これを怠り、違法な本件取引を放置したのであるから、任務懈怠があり、かつ、任務懈怠について少なくとも重大な過失があったというべきである。したがって、

A

被告櫻井は、これにより自己の就任期間に原告が被った損害について会社法429条1項に基づく責任を負う。

(2) 被告淺川は、破産会社PRJの名目的な代表取締役であり、同社の経営に関与しておらず、責任を負わないと主張する。

しかし、証拠(甲21, 22)によれば、被告淺川は、破産会社PRJ及びアセットの設立に際して1800万円を出資し、破産会社PRJから役員報酬名目の金銭を受領し、代表取締役の就任に際しては、会計参与に知人の税理士を送り込み、自己の親族を後継の代表取締役として送り込んでいることが認められる。そうすると、被告淺川は破産会社PRJの経営に一定の関与をしていたというべきであり、名目的な代表取締役とはいえず、被告淺川の上記主張は採用することができない。

なお、代表取締役が他の者に会社業務の一切を任せきりとし、その業務執行に何ら意を用いることなく、それらの者の不正行為ないし任務懈怠を看過するに至るような場合には、自らも悪意又は重大な過失により任務を怠ったものと解するのが相当である(最高裁昭和44年11月26日大法廷判決・民集23巻11号2150頁参照)。したがって、破産会社PRJの代表取締役に就任した被告淺川が、仮に会社業務一切を他の者に任せきりにしていたとしても、被告萩原は上記不法行為を破産会社PRJの営業として行ったのであるから、被告淺川がその業務執行に何ら意を用いることなく、それらの者の不正行為ないし任務懈怠を看過するに至るような場合に当たり、被告淺川も任務懈怠があり、かつ、任務懈怠につき悪意又は重過失があったといるべきである。したがって、被告淺川の上記主張はこの点からも理由がない。

B

##### 5 爭点4(1)(被告萩原の原告に対する不法行為の成否)について

(1)ア 破産会社PRJは、自己の組成するファンドについて、「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」とし、複数の投資先へ投資することを示す図の記載されたパンフ

レットを作成し、これを用いて勧誘していたこと、被告萩原は原告 [ ] 対し、上記資料を示しながら、「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散もしているから安心です。」などと告げて勧誘したこと、しかし、実際には、破産会社 P R J はアセットにしか投資をしていなかったことは前記 1 認定のとおりである。したがって、被告萩原のリスク分散に係る上記説明は虚偽であったと認められる。

イ 破産会社 P R J は、ファンドへの出資を勧誘するに当たり、取引の仕組みや運用内容はもとより、元本割れのリスク等について十分に説明すべき義務を負っていた。しかるに、破産会社 P R J は、上記リスクについては書面において抽象的に説明するのみで、被告萩原も、破産会社 P R J の組成するファンドへの出資の勧誘をする際に、原告 [ ] 対しリスクの説明を十分にした形跡がない。

ウ 破産会社 P R J は、自己の組成するファンドについて、「お金をお金でふくらます『雪だるま式複利資産運用術』」であるとし、「年間配当 30 %」、「配当達成率 100 %」などと宣伝し、ある一定時期まで月々出資額の 2.5 % に当たる金員を配当金名目で原告 [ ] を含む出資者に交付していたこと、被告萩原は原告 [ ] 対し、上記資料を示しながら、「うちのファンドは配当が 30 % も出るのでです。」「運用開始以来、配当の達成率は 100 % です。」「複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散をしているから安心です。」などと言って、ファンドへの出資を勧誘したことは前記 1 認定のとおりである。これらの事実によれば、被告萩原の上記勧誘は断定的判断の提供に当たるというべきである。

エ 以上のとおり、被告萩原は原告 [ ] 対しリスクの説明を怠り、むしろリスク管理について虚偽の情報を告知し、断定的判断を提供して、ファンドへの出資を勧誘したものである。そして、原告 [ ] は被告萩原から上記勧誘を受け、破産会社 P R J の組成するファンドは年数十% もの利益を確

実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資によるリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信して送金したことは前記1認定のとおりである。出資先が複数の運用先に分散投資しているかどうかはファンドのリスクに関わる重要な事項であるところ、原告Bは分散投資によるリスク管理が行われていると告知されて安心し、かつ、上記断定的判断の提供を受けてファンドへの出資を決めたのであるから、被告萩原の上記勧誘行為は原告Bに対する不法行為に当たる。

- (2) 被告浅川及び被告萩原は、原告Bに対し説明義務を果たしており、ファンドへの出資を勧誘したことに違法性はないとして種々の主張をする。しかし、被告らの上記主張をいずれも採用することができないことは、原告Aについて述べたところと同様である。

#### 6 争点4(2)(原告Bの損害)について

- (1) 被告萩原による上記不法行為により、原告Bは未返還交付金相当の300万円の損害を被った(甲16)。
- (2) 原告Bは破産会社PRJから16万4000円を受領している。しかし、破産会社PRJは、自己の組成するファンドが、真実は複数の運用先がないのにこれがある安全なものと宣伝し、かつ、実態の不明なスキームであるのに、これを秘し、ファンドへの出資により恒常に高配当を得ることができるとのように宣伝して、原告Bを含む出資者から金員を集めたのは、出資者の出資金を詐取したものであることは前示のとおりである。これらの事情に、今日に至るまで破産会社PRJが原告Bを含む出資者に対し交付した配当金が出資金のいかなる運用によって得られたものかの説明がないこと等を併せると、原告Bが受領した16万4000円は上記詐欺の手段として配当金名下に支払われたものと推認される。このような事情の下では、不法行為に基づく損害賠償請求において、同金員の額を損益相殺の対象として原告Bの損害額から控除することは民法708条

の趣旨に反するものとして許されない。

(3) 損害賠償の認容額等からみて、弁護士費用は30万円が相当である。

## 7 結論

以上によれば、被告萩原の原告Aに対する勧誘行為は不法行為を構成し、かつ、被告淺川、被告櫻井は在任期間中（平成20年8月25日から平成22年5月25日まで）の被告萩原の上記不法行為について会社法429条1項責任を負うから、原告Bの請求はいずれも理由がある。また、被告萩原の原告Cに対する勧誘行為は不法行為を構成するから、原告Dの被告萩原に対する請求は理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁 判 官 畠 山 稔

(別紙)

## 請求の原因

### 第1 事案の概要

本件は、株式会社パブリックライジングジャパン（平成23年9月14日破産手続開始決定。）（以下、「破産会社P R J」という。）らが、「P R J ファンド○○号匿名組合」（○○には数字が入る。以下、「P R J ファンド」ということがある。）、「桃くりファンド○号匿名組合」（○には数字が入る。以下、「桃くりファンド」ということがある。）、「縁とりファンド○号匿名組合」（○には数字が入る。以下、「縁とりファンド」ということがある。）と称する匿名組合（以下、合わせて「本件ファンド」ということがある）への出資を勧誘し、その際年間配当30%，配当達成率100%等と喧伝して過度に有利性や安全性を強調した上、原告らにリスクの認識を持たせないような態様で勧誘行為を行って、原告らに金員を支払わせたという事案である。

本件訴訟において原告らは、被告らに対して、不法行為責任（民法709条）、共同不法行為責任（民法719条1項）及び会社法429条1項に基づき損害賠償を請求する。

### 第2 当事者

#### 1 原告ら

##### （1）原告 [REDACTED] A

原告 [REDACTED] A は、 [REDACTED] を卒業後、 [REDACTED] に入社してエンジニア職として7年間勤務し、退職後は [REDACTED] に就職し、その後も多数の予備校及び塾の講師として平成23年2月まで稼働し、現在は無職である。

原告 [REDACTED] A は、本件被害当時、預貯金が約4500万円程度、投資信託が約800万円、国債が約1500万円の資産を有していた。

原告 [REDACTED] A の投資経験は、過去に投資信託を購入したことがある他はない。

また、原告 [REDACTED] A は、本件取引の直前にも、最高年利20%から30%もの

高率の配当が得られるなどと喧伝された本件ファンドと同種のファンドに出資し 1100 万円の損害を被った（平成 22 年 12 月に当該ファンドはその破綻が明らかとなった）。

（2）原告 [REDACTED]

原告 [REDACTED] B は、 [REDACTED] を卒業後、 [REDACTED] で事務及び造園業務職に従事し、その後は専業主婦として生活し、7年前から介護ヘルパーとして稼働している。

原告 [REDACTED] B は、本件被害当時、預貯金が約 2800 万円程度（うち 2500 万円は、本件被害直前に相続したものである。）、投資信託が 200 万円の資産を有していた。

原告 [REDACTED] の投資経験は、過去に投資信託を購入したことがある他はない。

## 2 被告ら

（1）被告淺川 [REDACTED]、被告櫻井 [REDACTED] 及び被告萩原 [REDACTED]

被告淺川 [REDACTED] は、平成 20 年 8 月 25 日に破産会社 P R J の代表取締役に就任し、平成 22 年 5 月 25 日まで同社の代表取締役の地位にあった者である（甲 14）。

被告櫻井 [REDACTED]（以下、「被告櫻井」という。）は、平成 20 年 8 月 25 日に破産会社 P R J の取締役に就任し、平成 22 年 5 月 25 日まで同社の取締役の地位にあった者である（甲 14）。

被告萩原 [REDACTED]（以下、「被告萩原」という。）は、平成 20 年 8 月 25 日に破産会社 P R J の取締役に就任し、本件被害時を通じて同社の取締役の地位にあった者であり（甲 14），また、原告 [REDACTED] A 及び原告 [REDACTED] B B に対して、本件ファンドへの出資への出資を直接勧誘した者である。

（2）その他の関係者

破産会社 P R J は、平成 19 年 1 月 23 日に設立された、投資事業組合財産

の運用及び管理等を目的とする株式会社である。

同社は、一般投資家に対して、「P R J ファンド」、「桃くりファンド」及び「縁とりファンド」と称する匿名組合への出資を勧誘していた。

訴外淺川文智は、平成22年5月25日に破産会社P R J の代表取締役に就任し、その後本件被害時を通じて同社の取締役の地位にあったが、平成23年10月19日、同人氏に対して、破産手続の開始決定がなされた。

### 第3 事実の経緯

#### 1 原告[ ]について

(1) 平成20年12月ころ、「まぐまぐニュース」というメールマガジンが原告[ ]の元に届き、そこにはP R J ファンドについて、「年間配当30%」、「毎月配当(月2.5%)」、「手数料無料」、「一年償還」等の記載があり、また、同マガジンは、P R J ファンドの運用実績が記載されているホームページへリンクが可能になっており、リンク先のページにはP R J ファンドが恒常に利益を出しているかのような記載があった。

これらを見て原告[ ]は、P R J ファンドにも興味を持ちP R J ファンドに関する資料請求をした。

(2) 平成21年1月ころ、破産会社P R J からP R J ファンドへの出資を勧誘するメールが届き、続いてP R J ファンド9号への出資を勧誘する資料が届いた。

破産会社P R J から届いた「P R J ファンド 短期運用ファンド」と題するパンフレットには、被告萩原の名刺が入っており(甲4)、また、以下のような記載があった(甲1)。

- ① 「お金をお金でふくらます『雪だるま式複利資産運用術』」(甲1, 5頁)
- ② 「年間配当30%, 配当達成率100%を目標にしています」(甲1, 7頁)。
- ③ 「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」等とし、P R J が複数の運用会社に投資しているかのよ

うな図が掲載されている（投資先が、「投資先A」、「投資先B」、「投資先C」、「投資先D」、「自社で運用」等と記載されている）（甲1，8頁）

④「目標配当を下回った場合に限り、その時点で投資家様のご要望に応じて出資金の中途返還も可能です。」（甲1，9頁。甲2）

また、破産会社P R Jから届いた資料には、「年金感覚複利シミュレーション」なる書面も同封されており、それらには出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような表が記載されていた（甲2）。

また、破産会社P R Jからは、P R Jファンド〇〇号のご案内」（〇〇には数字が入る。例えば、P R Jファンド9号の勧誘の資料の場合は「9」が入る。内容は数字や配当率が異なるのみで、他は同じ。）と題するパンフレットが同封されており、同パンフレットの「P R Jファンド20号 配当金シミュレーション」欄には、出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような記載されていた（甲3参照。なお、甲3はP R Jファンド30号の勧誘資料に同封されていたものである。）。

資料が届いてから数日後、さらに、破産会社P R Jの被告萩原（甲4）から電話があり、同人は、既に送られてきていた上記資料等を利用しながら、「うちのファンドは配当が30%も出るのです。」「運用開始以来、配当の達成率は100%です。」「また複数の会社で資金の運用を行っており、リスク分散もしているから安心です。」等と言って、原告[A]に対し、P R Jファンド9号へ出資することを勧誘した。

一方で、被告萩原から、これ以上の商品の内容や運用の方法、本件取引に伴うリスク等については説明がなかった。

このような勧誘を受け原告[B]は、P R Jファンド9号への出資をインターネットから申込み、後日破産会社P R Jから送られてきたP R Jファンド9号加入契約書を作成して同社に送付し、同年3月25日、破産会社P R Jに金20万円を送金した。

(3) その後、別紙1出入金一覧表記載のとおり、同年5月8日に金5000円が、  
P R J ファンド9号の配当金名目で支払われたことから、原告〔A〕は、P R  
J ファンドは、破産会社P R J らの勧誘するとおりのファンドであると信用を  
深めた。

そのような中、破産会社P R J から、P R J ファンド12号匿名組合（以下、  
「P R J ファンド12号」という。）の募集案内のメールが届き、原告〔A〕  
は、P R J ファンド12号出資することにし、P R J ファンド12号への出資  
をインターネットから申込み、後日破産会社P R J から送られてきたP R J フ  
ァンド12号契約書を作成して同社に送付し、同年5月、破産会社P R J に金  
100万円を送金した。

(4) その後も、別紙1出入金一覧表記載のとおり、P R J ファンドの配当金名目  
で破産会社P R J の勧誘のとおりの金銭が支払われたことから、原告〔A〕は、  
P R J ファンドへの信用をより深め、同年8月、P R J ファンド17号匿名組  
合に金100万円を、同年9月24日、P R J ファンド19号匿名組合に金3  
00万円を、同年12月9日、P R J ファンド26号匿名組合に金100万円  
を出資した（なお、これらP R J ファンド9号、12号、17号、19号、2  
6号は、別紙1出入金一覧表記載のとおり、出資金の償還を受けている。）。

(5) 平成22年2月ころ、被告P R J からは、P R J ファンド30号匿名組合（以  
下、「P R J ファンド30号」という。）の募集案内のメールが届いた。

このころになると、原告〔A〕は、P R J ファンドは、破産会社P R J らの  
勧誘するとおりのファンドであると信用するようになってしまっており、P R  
J ファンドは、今後も年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用  
実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファン  
ドである等と誤信し、P R J ファンド30号出資することにし、P R J ファン  
ド30号への出資をインターネットから申込み、後日破産会社P R J から送ら  
れてきたP R J ファンド30号契約書を作成して同社に送付し（甲6の1）、

同年2月18日、破産会社P R Jに金100万円を送金した（甲5の1）。

(6) その後、同年3月、4月と、別紙1出入金一覧表のとおり、P R Jファンドの配当金名目で金銭が支払われた。

また、同年4月9日には、P R Jファンド9号の配当金名目で金4000円  
A  
及び償還金名目で金20万円が、原告[REDACTED]に送金された。

このころ、被告萩原から電話があり、被告萩原は、「P R Jファンドだと運用期間が1年で、出資金の償還を受けてさらに出資することを考えた場合、さらなる出資に1か月かかり、その月は配当がもらえない。それに対して、桃くりファンドは、運用期間が3年なので、償還金を受けてさらに出資する場合にかかる1か月の間にも配当を受けられるので、P R Jファンドよりお得なファンドです。」、「P R Jで申し込んだものをそちらに変更してはどうですか。」等言って、原告[REDACTED]に対し、桃くりファンド1号匿名組合（以下、「桃くりファンド1号」という。）へ出資することを勧誘してきた。

その後、「桃くりファンド1号のご案内」と題するパンフレット等が送付されてきたが、そこには記載されているのは、運用期間が3年に変わっただけで、その他の内容はP R Jファンドとほぼ同じであった（甲7）。

また、同資料には、「P R Jファンド案内」と題する書面が同封されており、その裏面には出資金に応じて配当が恒常に支払われ、また、P R Jファンドに比べ桃くりファンドは、より多くの配当をもらえることが強調されている表が記載されていた（甲8）。

この時点で、破産会社P R Jの勧誘するファンドに対して強い信頼を有しており、また、上記勧誘を受け桃くりファンドは、年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信し、原告[REDACTED]は、桃くりファンド1号への出資をインターネットから申込み、後日、破産会社P R Jから送られてきた桃くりファンド1号契約書を作成して同社に送付し（甲6の2）、同

年4月15日、破産会社PRJに金500万円を送金した（甲5の2）。

(7) 同年5月以降も、別紙1出入金一覧表のとおり、出資している破産会社PRJファンド各号の配当金名目で金銭が順調に振り込まれたことから、原告Aは、配当名目で送金されてきた金員や償還金を原資に、PRJファンド34号匿名組合（以下、「PRJファンド34号」という。）への出資を決め、PRJファンド34号への出資をインターネットから申込み、後日破産会社PRJから送られてきたPRJファンド34号契約書を作成して同社に送付し（甲6の3）、同年5月18日、破産会社PRJに金80万円を送金した（甲5の3）。

(8) 同年6月以降も、別紙1出入金一覧表のとおり、出資している破産会社PRJファンド各号及び桃くりファンド1号の配当金名目で金銭が振り込まれた。

さらに、同年6月10日、PRJファンド12号の配当金名目で2万円及び償還金名目で100万円が、年9月10日、PRJファンド17号の配当金名目で2万円及び償還金名目で100万円が、年10月13日、PRJファンド19号の配当金名目で6万円及び償還金名目で300万円が、それぞれ原告Aに送金された。

このように出資金が次々と償還金名目で送金されてきたこと、配当金名目の送金も順調にあったことから、原告Aは、今まで以上に破産会社PRJの勧誘するファンドに対して強い信頼を有するようになった。

そこで、原告Aは、償還金名目で手元に戻った金銭や配当金名目で受け取った金銭等を原資に、下記取引一覧表のとおり、桃くりファンド3号匿名組合（以下、「桃くりファンド3号」という。）、桃くりファンド4号匿名組合（以下、「桃くりファンド4号」という。）、桃くりファンド5号匿名組合（以下、「桃くりファンド5号」という。）、桃くりファンド6号匿名組合（以下、「桃くりファンド6号」という。）、桃くりファンド7号匿名組合（以下、「桃くりファンド7号」という。）、桃くりファンド8号匿名組合（以下、「桃くりファンド8号」という。）、桃くりファンド9号匿名組合（以下、「桃くりファンド9号」という。）

への出資をインターネットから申込み、後日送付されてきた桃くりファンド3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号の各契約書を作成し、各契約書を破産会社P R Jに送付し（甲6の4乃至10），下記取引一覧表の「送金日」欄記載の日時に、「出資金額」欄記載の金額を、破産会社P R Jに送金した（甲5の4乃至10）。

記

ファンド名	送金日	出資金額	償還日	証拠
P R J ファンド9号	H21.3.25	¥200,000	H22.4.9	—
P R J ファンド12号	H21.5	¥1,000,000	H22.6.10	—
P R J ファンド17号	H21.8	¥1,000,000	H22.9.10	—
P R J ファンド19号	H21.9.24	¥3,000,000	H22.10.13	—
P R J ファンド26号	H21.12.9	¥1,000,000	H23.1.13	—
P R J ファンド30号	H22.1.18	¥1,000,000	(未償還)	甲5，6の1
桃くりファンド1号	H22.4.15	¥5,000,000	(未償還)	甲5，6の2
P R J ファンド34号	H22.5.18	¥800,000	(未償還)	甲5，6の3
桃くりファンド3号	H22.6.17	¥1,500,000	(未償還)	甲5，6の4
桃くりファンド4号	H22.7.15	¥2,000,000	(未償還)	甲5，6の5
桃くりファンド5号	H22.8.17	¥1,000,000	(未償還)	甲5，6の6
桃くりファンド6号	H22.9.16	¥1,500,000	(未償還)	甲5，6の7
桃くりファンド7号	H22.10.15	¥3,000,000	(未償還)	甲5，6の8
桃くりファンド8号	H22.11.22	¥1,500,000	(未償還)	甲5，6の9
桃くりファンド9号	H22.12.20	¥1,000,000	(未償還)	甲5，6の10

（9）その後も平成23年1月までは、別紙1出入金一覧表のとおり、出資してい

る破産会社P R J ファンド各号及び出資している桃くりファンド各号の配当金名目で金員が振り込まれた。

B

## 2 原告 [ ]について

- (1) 平成22年7月、原告母親の遺産を相続し、その運用先を考えていたところ、  
夫である原告 [ ] A が破産会社P R J が販売しているファンドで、配当金や出  
資金の返還名目で金銭を受け取るのを見ていたので、自分も破産会社P R J が  
販売するファンドに興味をもち、平成22年7月ころ、破産会社P R J に本件  
ファンドに関する資料請求をした。
- (2) その後、破産会社P R J から同社が組成するファンドへの出資を勧誘するメ  
ールが届き、続いて同ファンドへの出資を勧誘する資料が届いた。

破産会社P R J から届いた資料の中には、被告萩原の名刺が入っており（甲  
4）、またその中に入っていた「P R J ファンド 短期運用ファンド」と題す  
るパンフレットには、1項（2）①乃至④と同じ内容の記載があった（甲1）。

他にも「P R J ファンド案内」なる書面が同封されており、それらには出資  
金に応じて配当が恒常に支払われるかのような表が記載されていた（甲8）。

さらに、「縁とりファンド5号のご案内」と題するパンフレットも同封されて  
おり、同パンフレットの「P R J ファンド5号 配当金シミュレーション」欄  
には、出資金に応じて配当が恒常に支払われるかのような記載されていた  
(甲9)。

資料が届いてから数日後、さらに、破産会社P R J の被告萩原（甲4）から  
電話があり、同人は、既に送られてきていた上記資料等を利用しながら、「う  
ちのファンドは配当が30%も出るのです。」「運用開始以来、配当の達成率  
は100%で、一度も支払われなかつたことはありません。」「また複数の会  
社で資金の運用を行っており、リスク分散もしているから安心です。」等と言  
って、原告 [ ] B に対し、同社の組成するファンドへ出資することを勧誘し

た。

この際、被告萩原から、これ以上の商品の内容や運用の方法、本件取引に伴うリスク等については説明がなかった。

B  
原告 [ ] は、順調に配当金や償還金名目で金銭を受け取る原告 [ ] の姿を見ていたことに加え、被告らから上記のような勧誘を受け、P R J の組成するファンドは、年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信した。

この時、被告らの話によると、被告らの指定する口座（東京三菱U F J 銀行日本倍支店の口座）がなければ、P R J ファンドと桃くりファンドには出資できないということであったが、縁とりファンドならばその口座がなくても取引できるということであったので、縁とりファンド5号出資することにし、縁とりファンド5号への出資をインターネットから申込み、後日、破産会社P R J から送られてきたP R J ファンド5号契約書を作成して同社に送付し（甲6の1）、同年8月17日、破産会社P R J に金100万円を送金した（甲5の1）。

(3) その後も、破産会社P R J から次々にP R J の組成するファンドへの出資を勧誘するメールが届いた。

そこには、「年間配当30%」、「毎月配当（月2.5%）」、「手数料無料」、「一年償還」等の記載があるとともに、締め切りが迫っているとか、残りは若干枠であるとかの記載があった。

B  
原告 [ ] は、被告らから上記のような勧誘を受け、P R J の組成するファンドは、年数十%もの利益を確実に恒常に上げる安定した運用実績を持つもので、分散投資も行われリスク管理も行われている安心なファンドである等と誤信し、下記取引一覧表のとおり、P R J ファンド40号匿名組合（以下、「P R J ファンド40号」という。）及びP R J ファンド42号匿名組合（以下、「P R J ファンド42号」という。）への出資をインターネットから申込み、後

日送付されてきたP R J ファンド4 0号及び4 2号の各契約書を作成し、各契約書を破産会社P R Jに送付し（甲11の2及び3）、下記取引一覧表の「送金日」欄記載の日時に、「出資金額」欄記載の金額を、破産会社P R Jに送金した（甲10の2及び3）。

記

ファンド名	送金日	出資金額	償還日	証拠
縁とりファンド5号	H22.8.17	¥1,000,000	(未償還)	甲10, 11の1
P R J ファンド4 0号	H22.9.22	¥1,000,000	(未償還)	甲10, 11の2
P R J ファンド4 2号	H22.10.25	¥1,000,000	(未償還)	甲10, 11の3

3 平成23年2月以降（ファンドの破綻）

（1）しかし、平成23年2月、突然、原告らのもとに「配当金の支払遅延について（お詫び）」と題するメールが届き、内容は以下のとおりであった（甲13）。

「投資家様各位

日ごろは弊社のファンドをご愛顧頂きありがとうございます。

さて、今月お支払いする配当金ですが、昨夜運用先の会社より連絡があり、運用管理者との連絡が取れないとの報告を受けました。

本来なら本日中に配当金の振込みの準備をするところでしたので、弊社としましても非常に困惑している次第です。

現在、運用会社と弊社は、管理者の行方を調査中です。

弊社としましては、明確な情報が入り次第、早急にお客様への対応と今後の対策を考えていく所存です。

尚、今月分の募集に関しては募集を中止しますので、お振込みはされないで下さい。

既にご入金された方にはご返金いたします。

この度は、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

取り急ぎご連絡まで。

株式会社パブリック ライジング ジャパン

連絡先：03-5651-5031」

(2) その後、破産会社PRJに問い合わせると、実は出資者から預かった資金は、一つの運用会社に運用を委託しており、当該会社も個人に運用を委託しており、当該個人が全出資金を持ち逃げして連絡が取れなくなってしまい、配当金及び償還金を支払えなくなってしまったということであった。

また、平成23年2月21日、破産会社PRJからメールが届き、運用先会社名が「(株)アセットプライムヒューチャーズ」、持ち逃げしたと破産会社PRJが主張する運用責任者が「鈴木 [REDACTED] (スズキ [REDACTED])」なる人物であることが伝えられた(甲14)。

(3) その後、破産会社PRJから「現状報告」と題するメールが頻繁に届き、その内容は、出資者への全額返済を最優先に考えるなどとされていたことから、原告[A]は様子をみていたが、実際に出資金の返済がなされることはなかったことから、原告[A]は不信に思い、原告ら代理人らに相談し、損害賠償請求等を委任した。

(4) 原告[A]の出入金状況は、別紙1出入金一覧表のとおりである。なお、PRJファンド9号、12号、17号、19号、26号に関する出資金については、後述するところ、全額返還されているので、損害には加えない。

原告[B]の出入金状況は、別紙2出入金一覧表のとおりである。

#### 第4 被告らによる違法行為

##### 1 破綻必至の詐欺的商法

破産会社PRJらは、本件ファンドについて、「お金をお金でふくらます『雪だ

る「式複利資産運用術」などとした上で、「年間配当30%」「配当達成率100%」などと喧伝し、ある一定時期まで月々出資額の2.5%にあたる金員を配当金名目で、実際に原告を含む出資者に交付していた。

しかしながら、一般に、いかなる投資商品であっても、恒常に高率の配当を出し続ける（本件でいうなら年間30%。1か月2.5%）などということは通常ありえず、もしそれを実行するならば、それはかならずある時点で、配当金の支払いはできなくなり、償還金についても支払いができなくなることは自明である。とするならば、破産会社P R J が行った本件商法は、本件ファンドの募集当初から破綻必至の詐欺的商法であったというほかなく、当該ファンドの勧誘行為に違法性が認められるのは明らかである。

## 2 虚偽事実の告知

金融商品の勧誘等を行う者は、投資対象等の投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について虚偽の事実を告げてはならず、これに違反して勧誘行為を行う行為は、「金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為」（金融商品取引法38条1号）に該当する行為であるばかりか（同法198条の6により「1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」という罰則も定められている。）、刑法上の詐欺罪にも該当し得る行為であり、これらの行為は民事上の違法性を帯びる。

破産会社P R J らは、真実は、本件ファンドの運用先会社は「(株)アセットプライムヒューチャーズ」1社であったにもかかわらず（甲13），原告に対し、本件ファンドの運用先について、「パフォーマンスが高い、複数の運用会社に投資することでリスクを分散した運用ができます。」と申し向ける等、出資者に対し、意図的に明らかな虚偽の事実を告げていたのである（甲1，3，7，9）。そして、本件ファンドにおいて運用先会社（もしくは個人）が複数か否か、それがどのような会社であるかということは、リスクの分散が適正になされているか否かに関

わる重要事項であり、かかる事項についての虚偽事実の告知は違法性の強い行為である。

### 3 説明義務違反

出資の勧誘をする者は、勧誘するに際し、被勧誘者が取引内容を十分理解し自己責任において投資判断をするための前提として、当該取引に伴う危険性、仕組み等について正しい認識を形成するに足りる情報や資料を積極的に提供し、被勧誘者の知識、能力、経験等に応じて、被勧誘者が理解できる程度に説明すべき信義則上の義務を負っており、かかる義務に違反してする勧誘行為は不法行為を構成する。

破産会社P R J らは、原告が自己責任で判断する前提となる重要な情報として、本件取引の仕組みや運用内容、元本割れのリスクについて十分な説明をする義務があったにもかかわらず、投資先会社について虚偽の説明をし、リスクについては書面において漠然と説明するのみで、高収益性と安全性を強調した勧誘により本件ファンドへの出資を勧誘し、これに出資した者に対し、当初のうちは約定どおりの配当を行い、元本を償還することによりその内容を信頼させるなどの方法によって原告に出資金名目で金員を拠出させていたものであるから、これらの行為が少なくとも上記説明義務に違反の違法があることは明らかである。

### 4 断定的判断の提供

出資の勧誘をする者は、その勧誘において、将来における変動が不確実な事項について、虚偽の情報又は断定的判断等を提供するなどして被勧誘者が本件取引に伴う危険性について誤った認識を形成させてはならず、断定的判断等を提供してする勧誘が不法行為を構成することは明らかである。

破産会社P R J らは、事実経緯記載のとおり、「年間配当30%」、「配当達成率100%」等申し向け、虚偽の情報又は断定的判断等を提供して原告を勧誘して

おり、不法行為を構成することは明らかである。

## 第5 被告らの責任

### 1 不法行為責任

(1) 被告萩原の勧誘行為は、上記のとおり違法であり、被告萩原は不法行為責任を負う（民法709条）。

(2) また、本件取引の勧誘にかかる違法行為は、破産会社P R Jが作成した定型性を有するパンフレット、契約書等に基づくものであることからして、破産会社P R Jの勧誘（営業）方針に由来する構造的事象というべきものであることからすれば、これを構築し、被告萩原らをして勧誘させるなどした破産会社P R Jの代表取締役である被告淺川[ ]及び訴外淺川[ ] 破産会社P R Jの取締役である被告櫻井は、その就任期間に原告らが被った損害について、破産会社P R J及び被告萩原らとともに共同不法行為責任を負う（民法719条1項、2項）。

(3) そして、破産会社P R Jは、被告萩原らの使用者としての責任（民法715条）を負うことはもちろん、これら違法行為が破産会社P R Jの勧誘（営業）方針に由来する構造的現象というべきものであることからして、法人として固有の不法行為責任を負うというべきである（民法709条）。

### 2 会社法上の責任

被告淺川[ ]及び訴外淺川[ ]は、破産会社P R Jの代表取締役として同社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な本件取引を会社として行ったものであるから、職務を行うについて故意または重過失があったといえ、これによりその就任期間に原告らが被った損害について、会社法429条1項に基づく責任を負う。

また、被告櫻井及び被告萩原は、破産会社P R Jの取締役として、代表取締役

の業務執行を監督し、是正するべき義務があったのにこれを怠り、違法な本件取引を行うがままにしたのであるから、職務を行うについて故意または重過失があったといえ、これによりその就任期間に原告らが被った損害について、会社法429条1項に基づく責任を負う。

## 第6 損害

### 1 未返還交付金員相当損害金

(1) 原告	A	1830万円
(2) 原告	B	300万円

破産会社PRJから、原告Aは181万2000円、原告Bは16万4000円を受領しているが、かかる金員は被告らにおいて詐欺の手段として配当金名下に支払われたものであるから、損益相殺等の対象として控除することは民法708条の趣旨に反するものとして許されない（最判平成20年6月24日最高裁判所裁判集民事228号385頁）。

### 2 弁護士費用相当損害金

(1) 原告	A	183万円
(2) 原告	B	30万円

本件のごとき専門的な取引について争いとなっている訴訟事件については、一般私人が適切な訴訟追行をなすことは到底期待できず、その権利救済のためには弁護士である訴訟代理人に委任することが必要不可欠であることは明白であるから、原告らがその訴訟代理人に支払うべき弁護士報酬等の全額が、被告らの本件不法行為等と相当因果関係を有する損害であるというべきところ、原告らは、うち上記1の損害額の1割である上記金員を請求することとする。

以上

## 出入金一覧表

A

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
平成21年3月25日	200,000		PRJファンド9号匿名組合出資金	
平成21年5月	1,000,000		PRJファンド12号匿名組合出資金	
平成21年5月8日		5,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年6月10日		5,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年7月10日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年7月10日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成21年8月	1,000,000		PRJファンド17号匿名組合出資金	
平成21年8月7日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年8月7日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成21年9月10日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年9月10日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成21年9月24日	3,000,000		PRJファンド19号匿名組合出資金	
平成21年10月9日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年10月9日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成21年10月9日		2,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成21年10月9日		18,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成21年11月10日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成21年11月10日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成21年11月10日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成21年11月10日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成21年12月9日	1,000,000		PRJファンド26号匿名組合出資金	
平成21年12月10日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備考
平成21年12月10日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成21年12月10日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成21年12月10日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年1月8日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成22年1月8日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成22年1月8日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年1月8日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年1月18日	1,000,000		PRJファンド30号匿名組合出資金	
平成22年2月9日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成22年2月9日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成22年2月9日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年2月9日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年2月9日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年3月10日		4,000	PRJファンド9号匿名組合配当	
平成22年3月10日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成22年3月10日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年3月10日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年3月10日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年4月9日		204,000	PRJファンド9号匿名組合償還金	
平成22年4月9日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成22年4月9日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年4月9日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年4月9日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年4月9日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年4月15日	5,000,000		桃くりファンド1号匿名組合出資金	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備考
平成22年5月7日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成22年5月7日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年5月7日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年5月7日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年5月7日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年5月18日	800,000		PRJファンド34号匿名組合出資金	
平成22年6月9日		20,000	PRJファンド12号匿名組合配当	
平成22年6月9日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年6月9日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年6月9日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年6月9日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年6月10日		1,000,000	PRJファンド12号匿名組合償還金	
平成22年6月10日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年6月17日	1,500,000		桃くりファンド3号匿名組合出資金	
平成22年7月9日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年7月9日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年7月9日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年7月9日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年7月9日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年7月9日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成22年7月15日	2,000,000		桃くりファンド4号匿名組合出資金	
平成22年8月10日		20,000	PRJファンド17号匿名組合配当	
平成22年8月10日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年8月10日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年8月10日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備考
平成22年8月10日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年8月10日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成22年8月10日		30,000	桃くりファンド3号匿名組合配当	
平成22年8月17日	1,000,000		桃くりファンド5号匿名組合出資金	
平成22年9月10日		1,020,000	PRJファンド17号匿名組合償還金	
平成22年9月10日		60,000	PRJファンド19号匿名組合配当	
平成22年9月10日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年9月10日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年9月10日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年9月10日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成22年9月10日		30,000	桃くりファンド3号匿名組合配当	
平成22年9月10日		40,000	桃くりファンド4号匿名組合配当	
平成22年9月16日	1,500,000		桃くりファンド6号匿名組合出資金	
平成22年10月8日		3,060,000	PRJファンド19号匿名組合償還金	
平成22年10月8日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年10月8日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年10月8日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年10月8日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成22年10月8日		30,000	桃くりファンド3号匿名組合配当	
平成22年10月8日		40,000	桃くりファンド4号匿名組合配当	
平成22年10月8日		20,000	桃くりファンド5号匿名組合配当	
平成22年10月15日	3,000,000		桃くりファンド7号匿名組合配当	
平成22年11月11日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年11月11日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年11月11日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
平成22年11月11日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成22年11月11日		30,000	桃くりファンド3号匿名組合配当	
平成22年11月11日		40,000	桃くりファンド4号匿名組合配当	
平成22年11月11日		20,000	桃くりファンド5号匿名組合配当	
平成22年11月11日		30,000	桃くりファンド6号匿名組合配当	
平成22年11月22日	1,500,000		桃くりファンド8号匿名組合配当	
平成22年12月10日		20,000	PRJファンド26号匿名組合配当	
平成22年12月10日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成22年12月10日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成22年12月10日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成22年12月10日		30,000	桃くりファンド3号匿名組合配当	
平成22年12月10日		40,000	桃くりファンド4号匿名組合配当	
平成22年12月10日		20,000	桃くりファンド5号匿名組合配当	
平成22年12月10日		30,000	桃くりファンド6号匿名組合配当	
平成22年12月10日		60,000	桃くりファンド7号匿名組合配当	
平成22年12月20日	1,000,000		桃くりファンド9号匿名組合配当	
平成23年1月11日		1,020,000	PRJファンド26号匿名組合償還金	
平成23年1月11日		20,000	PRJファンド30号匿名組合配当	
平成23年1月11日		100,000	桃くりファンド1号匿名組合配当	
平成23年1月11日		16,000	PRJファンド34号匿名組合配当	
平成23年1月11日		30,000	桃くりファンド3号匿名組合配当	
平成23年1月11日		40,000	桃くりファンド4号匿名組合配当	
平成23年1月11日		20,000	桃くりファンド5号匿名組合配当	
平成23年1月11日		30,000	桃くりファンド6号匿名組合配当	
平成23年1月11日		60,000	桃くりファンド7号匿名組合配当	

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備 考
平成23年1月11日		30,000	桃くりファンド7号匿名組合配当	
合 計	24,500,000円	9,502,000円		
PRJファンド9・12・17・ 19・26号を抜いた合計	18,300,000円	1,812,000円		

## 出入金一覧表

B

年月日	入金(支払)額	返金額	出入金名目	備考
平成22年8月19日	1,000,000		縁とりファンド5号匿名組合出資金	
平成22年9月22日	1,000,000		PRJファンド40号匿名組合出資金	
平成22年10月8日		16,000	縁とりファンド5号匿名組合配当	
平成22年10月25日	1,000,000		PRJファンド42号匿名組合出資金	
平成22年11月11日		16,000	縁とりファンド5号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド40号匿名組合配当	
平成22年12月10日		16,000	縁とりファンド5号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド40号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド42号匿名組合配当	
平成23年1月11日		16,000	縁とりファンド5号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド40号匿名組合配当	
		20,000	PRJファンド42号匿名組合配当	
合 計	3,000,000円	164,000円		

これは正本である。

平成 24 年 9 月 14 日

東京地方裁判所民事第 5 部

裁判所書記官 森 下則一